

国道 102 号奥入瀬溪流公衆無線 LAN 環境整備基本設計業務仕様書

1. 業務の目的

国道 102 号奥入瀬溪流公衆無線 LAN 環境整備基本設計業務（以下「本業務」という。）は、観光地である国道 102 号奥入瀬溪流区間の利用者等（以下「利用者」という。）に対して、スマートフォンやタブレット端末などの機器を利用してインターネットに無料接続するサービスを提供するための公衆無線 LAN 環境を整備するため、その環境整備に必要な機器の設置個所や設置方法等について検討を行うことを主目的とする。

2. 公衆無線 LAN 環境サービスエリア

本業務における公衆無線 LAN 環境サービスエリア（以下「サービスエリア」という。）は、国道 102 号奥入瀬溪流区間（十和田市大字法量字焼山～大字奥瀬字十和田湖畔子ノ口）※別添図面参照）とする。

◇本業務と関連する奥入瀬溪流の地域的な特徴

- ・十和田八幡平国立公園における特別保護地区に指定
- ・文化財保護法により規定される特別名勝及び天然記念物天然保護区域
- ・石ヶ戸休憩所から子ノ口までの約 8.9 km の間は電力線未設置
- ・携帯電話キャリアの電波不感地帯が点在

3. 履行期限

令和 3 年 3 月 25 日

4. 業務内容等

本業務は基本設計（概略設計）とし、Wi-fi 整備の基本条件や、設置に必要な条件整理、電源や通信回線の敷設ルート・方法及び設置に必要な関係機関や協議資料の取りまとめを行うものとし、内容は以下のとおりとする。なお、本業務は基本設計であること、並びに設計施工分離で構築時期までは相応の期間を要することから、設計に用いた機器の仕様・提供サービス内容を絶対とするものではない。

- ①サービスエリアにおいて、公衆無線 LAN 環境を提供するため、必要な機器の選定、設置台数及び設置位置などについて検討し、それらのサービスエリアへの機器整備の設計案を 2 パターン以上作成すること。
- ②本サービスエリアは、「十和田八幡平国立公園」に位置するため、機器の設置については特に景観に配慮すること。
- ③設計案を実施するにあたっての課題事項を設計案毎に整理すること。
- ④設計案を実施するために必要な関係機関との協議について、協議の相手先と協議内容を設計案毎に整理すること。
- ⑤設計案について、整備に必要な工事費及び整備後の年間の保守・維持管理費をそれぞれ設計案毎に算定すること。

⑥設計案に用いられる機器等について、製品規格や通信規格などの仕様・性能などを整理すること。

⑦仕様書の定めのない事項で、本業務に有効と思われる追加提案があれば記載すること。

5. 成果物の納入

受注者は、成果物として、設置設備等一式及び次に示す完成図書等を各2部ずつ、履行期限までに発注者に納入すること。

①設置図面

②設置設備等明細書

③運用説明書

④サービス説明書

⑤その他発注者が必要と認める資料

⑥以上の書類の電子データをCD-R、DVD-R又はCD-ROMに収録したもの

6. 関係法令

公衆無線LANの整備及び公衆無線LANサービスの提供に当たっては、本仕様書によるほか、次の関係法令に適合すること。

①電波法及び同法関係規則

②電気設備に関する技術基準

③電気通信事業法及び同法関係規則

④建築基準法及び同関係規則

⑤その他関係法令等

位置図

S=1:100,000

